

## 別表C(2) 控除対象財産

事業 年度	自	平成22年3月1日	法人コード	A003965
	至	平成23年2月28日	法人名	社団法人日本水産学会

※1 法人の管理運営に用いる財産については、事業番号の欄に「管」と記載してください。

※2 期首：申請書に添付した収支予算書の期首、期末：申請書に添付した収支予算書の期末

## 1. 公益目的保有財産

番号	財産の名称	場所 面積、構造、物量等	事業番号 (※1)	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額		不 可 欠 特 定 財 産 取 得 時 期	共用財産 共用割合
					期首※2	期末※2		
1	基本財産	定期預金 三菱東京UFJ銀行品川駅前支店	2 公	運用益を公益目的事業の財源としている	7,500,000円	7,500,000円		%
2	電話加入権	事務所	公 共通	公益目的事業の用に供している	37,492円	37,492円		2-1 50.0%
3	什器備品	事務所 パソコン等	公 共通	公益目的事業の用に供している	61,946円	1,321,946円		2-2 69.7%
計(A)					7,599,438円	8,859,438円		

## 2. 公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産

番号	財産の名称	場所 面積、構造、物量等	事業番号 (※1)	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額		共用財産 共用割合
					期首※2	期末※2	
1	電話加入権	事務所	管	管理運営の用に供している	37,492円	37,492円	1-2 50.0%
2	什器備品	事務所 パソコン等	管	管理運営の用に供している	185,838円	535,838円	1-3 30.3%
計(B)					223,330円	573,330円	

## 3. 資産取得資金(公益のみ)(別表C(4)より)

番号	資金の名称	事業番号	資金の目的	帳簿価額		公益目的 保有財産	共用財産 共用割合
				期首※2	期末※2		
1	事務機能合理化推進資金	公 共通	公益法人化に伴い、新会計基準にあった会計ソフトを平成24年度に導入する。(ソフトのバージョンアップ)	3,603,270円	4,228,270円	有	50.0%
計(C)				3,603,270円	4,228,270円		

## 3. 資産取得資金(公益以外)(別表C(4)より)

番号	資金の名称	事業番号 (※1)	資金の目的	帳簿価額		共用財産 共用割合
				期首※2	期末※2	
1	事務機能合理化推進資金	管	公益法人化に伴い、新会計基準にあった会計ソフトを平成24年度に導入する。(ソフトのバージョンアップ)	3,603,270円	4,228,270円	50.0%
計(C)				3,603,270円	4,228,270円	

## 4. 特定費用準備資金(公益のみ)(別表C(5)より)

番号	資金の名称	事業番号	資金の目的	帳簿価額	
				期首※2	期末※2
1	国際研究・交流資金	1 公	日本の水産関係者が最新の研究情報を発信・入手するとともに世界の水産研究者と交流する機会を提供し、水産学の発展に寄与することを目的として、数年おきに国際会議を開催している。日本水産学会が創立85周年を迎える平成28年度(2016年)に、創立85周年記念国際シンポジウム(兼アジア水産学会大会)を東京において開催する予定としている。	9,000,000円	10,000,000円
計(D)				9,000,000円	10,000,000円

## 4. 特定費用準備資金(公益以外)(別表C(5)より)

番号	資金の名称	事業番号 (※1)	資金の目的	帳簿価額	
				期首※2	期末※2
				円	円
計(D)				0円	0円

## 5. 交付者の定めた用途に従い使用・保有している財産(1~4に記載した財産は含まれません。)

番号	財産の名称	事業番号 (※1)	交付者の定めた用途	帳簿価額	
				期首※2	期末※2
				円	円
計(E)				円	円

6. 交付者の定めた用途に充てるために保有している資金（1～4に記載した資金は含まれません。）

番号	資金の名称	事業番号 (※1)	交付者の定めた用途	帳簿価額	
				期首※2	期末※2
				円	0円
計（F）				0円	0円
控除対象財産の額（A～Fの合計）				期首※2	期末※2
				24,029,308円	27,889,308円
				期首※2	
公益認定後に公益目的取得財産残額となることが見込まれる額（上記1～6の財産のうち、公益目的事業を行うために使用又は処分する財産の額の合計）			I	20,202,708円	
Iのうち認定前に取得した不可欠特定財産の額			II	0円	